


第 40 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和6年2月20日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

- 1 権利の内容 生活保護法第78条費用徴収金（平成5年度分）5,581,923円
- 2 放棄により利益を受ける者
（最終住所地）
- 3 放棄の理由 当該債権は、債務者が死亡し、相続放棄により相続人もなく、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。
- 4 放棄の時期 議会議決日以降

（提案理由）

徴収金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。